

行動計画

女性活躍推進法にもとづき女性が長く働き続け、活躍できる環境を整えるため、次の通り行動計画を策定します。

1) 計画期間 令和元年 5 月 14 日 ～ 令和 6 年 3 月 31 日

2) 課題

- 女性の新規採用を積極的に実施しているが、全体の 1 割弱しか在籍していない。
- 生産部門（工場）の技能職では、更に、低く 0.5 割となっている。
- 結果的に女性の管理職がない状況となっている。

3) 計画の内容

○目標 1 女性の技能職を毎年 1 名以上採用する。

<対策>

- 令和元年 5 月～ 求職者に対し女性が活躍できる職場であることや HP に女性の業務写真を掲載して積極的に広報活動を行なう。
- 令和元年 5 月～ 女性の採用拡大のため、学生に対し社内の雰囲気や職場の写真を折り込んだ会社説明会、工場見学会及びインターシップを実施する。

○目標 2 従業員が育児・介護休暇や子看護休暇を取得しやすい労働環境を整備し、取得率の 50%を目指す。

<対策>

- 令和元年 5 月～ 就業規則の休暇規定を見直し、それまで無給扱いの育児・介護休暇や子介護休暇を有給に変更する。更に、改めて就業規則を全従業員に周知し、育児・介護休暇の取得を積極的に促す。

○目標 3 部門長を通じて管理職に対する女性部下の育成に関する意識啓発や女性部下の育成計画を作成する。

<対策>

- 令和元年 5 月～ 毎月開催している経営会議で女性部下の育成を部門長に意識付けし、更に、年間の女性部下の育成計画を部門長が作成し、四半期毎に進捗確認を実施する。

以上